律令国家転換期の王権と隼人政策

鈴木拓也

Imperial Authority and Hayato Policy during the Transitional Period of the Ritsuryo State SUZUKI Takuya

はじめに

●桓武・平城朝の隼人政策─問題の所在─

❷『延喜式』に見える今来隼人

❸大同三年一二月五日勅と「定額隼人」

おわりに
●律令国家転換期の隼人・蝦夷政策

[論文要旨]

第二に、隼人司式には、今来隼人に欠員を生じた場合に畿内隼人によって補充するらかにし、それを当該時期の蝦夷政策と比較することによって、九世紀の王権に見ららかにし、それを当該時期の蝦夷政策と比較することによって、九世紀の王権に見られる性格の一端を解明しようと試みたものである。そのため本稿では、まず『延喜式』生人司式の規定について検討し、次にそれに関連するとみられる九世紀初頭の単行法ながにし、年人司式に見られる今来隼人とは、朝貢隼人そのものではなく、延暦まず第一に、隼人司式に見られる今来隼人とは、朝貢隼人そのものではなく、延暦がを畿内に残留させたものと考えられることである。国家は彼らによって、儀式や行部を畿内に残留させたものと考えられることである。国家は彼らによって、儀式や行本を畿内に残留させたものと考えられることである。国家は彼らによって、後式や行本を機内に残留させたものと考えられることである。国家は彼らによって、後式や行本を機内に残留させたものと考えられることである。国家は彼らによって、後式や行本を機内に残らによって補充する。

で、隼人の呪力に対する期待も次第に低下していったと思われる。力は弱まっていったとみられるが、九世紀には天皇の行幸があまり行われなくなるのである。これ以後、隼人の吠声は次第に畿内隼人によって代行されるようになり、呪規定があるが、それは大同三年(八○八)一二月勅によって成立したとみられること

めて矮小化された中華思想を持っていたと言うことができるであろう。を年中行事に参加させ、自らの権威を可視的に表現しようとしていたのであり、きわの王権は、辺境政策を主導しないにもかかわらず、畿内周辺に移配させた蝦夷・隼人儀礼に参加させていたが、同様の現象は蝦夷においてもみられることである。九世紀第三に、九世紀の王権は、隼人の朝貢を停止し、畿内周辺に移住させた隼人を宮廷

はじめに

後紀』延暦二四年〈八○五〉一二月壬寅条)。事与□造作□也」という藤原緒嗣の発言によって広く知られている(『日本徴する二大事業であったことは、徳政相論における「方今天下所」苦、軍夷に対して三度にわたる征夷戦が実施された。征夷と造都が桓武朝を象夷に朝には、長岡京・平安京という二つの王都が造営され、東北の蝦桓武朝には、長岡京・平安京という二つの王都が造営され、東北の蝦

一方、桓武朝には隼人支配においても重要な政策の転換が見られることが予想される。 一方、桓武朝の征夷の最終段階にあたっており、両者には何らかの関係があるとされており、南九州の隼人が公民化されたことに密接な関係があるとされており、南九州の隼人が公民化されたことに密接な関係があるとされており、南九州の隼人が公民化されたことに密接な関係があるとされている。延暦一九年(八○一)に隼人の朝も桓武朝の征夷の最終段階にあたっており、両者には何らかの関係があることが予想される。

権を考えるための一素材を提示しようとするものである。 れを当該時期の蝦夷政策と比較することによって、律令国家転換期の王 表現する役割を担わされたと考えられる。 に資すること」に目的があった。それゆえに彼らは、 しておかねばならない辺境の人民をとりのこしていた状況を隠蔽すると 指摘されるように、日本の古代国家が蝦夷・隼人を「夷狄」として設定し に基づいて朝貢や儀式への参加を要求され、 たのは、「日本という国家が国家として成立しているためには当然内国化 本稿は、 逆にそれを利用して帝国の構造を作りあげ、内国の王民の統治 八・九世紀の間に起こった隼人政策の転換を明らかにし、 王権による支配拡大政策の対象となるとともに、 天皇の徳の高さを可視的に ①征討や柵戸移配 石上英一氏が ②中華思想 そ

> 代行され、矮小化された形で展開していくのである。 古代王権と蝦夷・隼人との関係は、このような一見相反する二つの関係によって成り立っているが、これが大きく変化するの前種武朝を中心とする律令国家転換期(光仁〜嵯峨朝)であったと考えている。この時期には、蝦夷・隼人に対する支配が急速に進展して、南九州においては期には、蝦夷・隼人に対する支配が急速に進展して、南九州においては期には、蝦夷・隼人と対する支配が急速に進展して、南九州においてはあるが、それを成り立たせるための基本的な要素である朝貢を欠いた状あるが、それを成り立たせるための基本的な要素である朝貢を欠いた状あるが、それを成り立たせるための基本的な要素である朝貢を欠いた状態で、畿内とその周辺に移配された蝦夷・隼人によって儀式への参加が態で、畿内とその周辺に移配された蝦夷・隼人によって儀式への参加が態で、畿内とその周辺に移配された明原は、このような一見相反する二つの関係といる。

司の基本史料である『延喜式』隼人司式も、八世紀の隼人司を復原する ○八)正月の隼人司の廃止、同年七月の再置を経た後の史料であるから、 際の参考史料として用いられる一方で、両者の間に二世紀の時間差があ れていた八世紀末までを中心に行われてきた。そのため隼人および隼人 特色の一端を見ることができるであろう。 の権威を飾る役割を担わされたのであり、 の隼人および隼人司は、南九州と切り離された状態で存続しつつ、天皇 要がある。しかし逆の見方をすれば、『延喜式』隼人司式は、 とに八世紀における隼人司の姿を推量することには十分な注意を払う必 基本的に大同三年以後の隼人司の細則を集めたものであって、これをも ることを常に意識すべきであることも併せて指摘されてきた。 人および隼人司を考える上では絶好の史料と言うことができる。 『延喜式』隼人司式は、一〇世紀初頭の史料であり、しかも大同三年(八 これまでの隼人研究は、 南九州に隼人が存在し、 そこに当該時期の王権が持 宮都への朝貢が行 九世紀の生 たしかに 九世紀

隼人政策の転換を、京・畿内に視点を置きながら明らかにしていきたい。一れる九世紀初頭の格(単行法令)を検討し、八・九世紀の間で起こった一そこで本稿では、『延喜式』隼人司式の規定と、それに関連するとみら

『延喜式』隼人司式によって知ることができる

考えてみたいと思う。そして、それを当該時期の蝦夷政策と比較して、その意味するところを

●桓武・平城朝の隼人政策─問題の所在-

三年(八〇八)における隼人司の廃止と復置である。 本稿での考察を始めるに当たり、桓武朝から平城、そして(3)大同年(八〇五)における雄人司に上番する隼人の半減、そして(3)大暦における班田制の施行と、その翌年における朝貢の停止、(2)延暦二四における班田制の施行と、その翌年における朝貢の停止、(2)延暦二四年(八〇〇)における隼人司に上番する隼人の半減、そして(3)大同年、八〇八)における隼人司の廃止と復置である。

(1)班田制の施行と朝貢の停止

……延曆一九二二○年(八○○・八○一)

て、王権を守護する役割を果たしたとみられるが、その具体的な様相は に対して叙位・賜饗・賜禄などを行った。 に際しては、 らすでに在京勤務の交替に伴う朝貢が行われていたと考えられる。朝貢 れたのは霊亀二年(七一六)である(『続日本紀』霊亀二年五月辛卯条 この点は毎年朝貢する蝦夷と明確に異なる。六年一回の交替が明文化さ 例がある。六年に一度、在京勤務の交替に際して朝貢が行われており、 月の朝貢が最初であると言われ、 りながら、基礎的事実を確認しておきたい。 隼人の朝貢は、 まず隼人の朝貢とその停止について、主として中村明蔵氏の研究に依 天武一一年からほぼ六年ごとに朝貢が行われているので、天武朝か 調物の貢進や、風俗歌舞の奏上などが行われ、(º) 史料的に確実なところでは、天武一一年(六八二) 延暦一二年 隼人はそのまま六年間在京し (七九三) まで一六回の事 朝廷は彼ら 七

> されていること、『万葉集』に「隼人の名に負ふ夜声のいちしろくわが名 証はないが、『日本書紀』巻二神代下第十段一書第二に、火酢芹命の苗裔 八世紀に遡るものと考えられる。 は告りつ妻と恃ませ」という歌 の隼人について、「至」今不」離,天皇宮墻之傍,、代吠狗而奉事者矣」と記 いたからである。儀式・行幸における隼人の吠声は、『延喜式』以前に明 い隼人の方が、畿内に定住している隼人より、 ていたことによる。彼らが六年で交替したのも、 幸で吠声を発するのは、 隼人が大隅・薩摩からの朝貢隼人に相当すると言われ、彼らが儀式や行 が規定されている(ただし蕃客入朝の際には吠声を発しない)。この今来 行幸、御薪進上において、「今来隼人」が供奉し、「吠声」を発すること 『延喜式』隼人司式には、元日・即位・蕃客入朝等の大儀、践祚大嘗祭、 彼らの吠声に邪霊を払う能力があると考えられ (巻一一―二四九七)があることから、 呪力が強いとみなされて 南九州から来て間もな

年人の朝貢という服属儀礼も廃止されたと考えられている。 (3) な関係があるとされている。すなわち班田収授法の適用は、隼人に対する理田制の施行(『類聚国史』巻一五九延暦一九年一二月辛未条)と密接る班田制の施行(『類聚国史』巻一五九延暦一九年一二月辛未条)と密接る理局の延暦一九年(八○○)一二月に実施された大隅・薩摩両国におけ前年の延暦一九年(八○一)六月に停止される。これはその

より積極的に評価されている。永山氏は、延暦一九年の班田制施行を、「続日本紀」天平二年三月辛卯条)。これについて中村明蔵氏は、班田を実施できるほど田地の面積が十分でなく、有力者の反対も懸念されたためと推定されており、そうであるとすると、延暦一九年に班田制が実施めと推定されており、そうであるとすると、延暦一九年に班田制が実施めと推定されており、そうであるとすると、延暦一九年に班田制が実施めと推定されており、そうであるとすると、延暦一九年に班田制が実施とれたのは、それを可能ならしめる条件が整ったためということになる。 大隅・薩摩両国における班田制は、天平二年(七三〇)に、大宰府が大隅・薩摩両国における班田制は、天平二年(七三〇)に、大宰府が

式に大きな変更が加えられたと指摘されている。

八三弘仁七年〈八一六〉一〇月辛丑条所引延曆二〇年格)などに対応する政策と理解されており、このころ南北の辺境の居住者に対する支配方の近代七年〈八一六〉四月一六日太政官符)、口分田班給(『類聚国史』巻この時期における俘囚・夷俘に対する調庸賦課(『類聚三代格』巻一七延

班田制の施行と公民化は、征夷という蝦夷に対する支配拡大政策に対応 る。 行われていることになる。 おける辺境政策の強化は、 半年後の同年七月にいわゆる三十八年戦争が勃発する。光仁・桓武朝に 五年(七七四)正月に停止されており(『続日本紀』 宝亀五年正月庚申条) だ段階で征夷が終結している。蝦夷の上京朝貢は、すでに光仁朝の宝亀 胆沢・志波と呼ばれる広大な北上川中流域を国家の支配領域に組み込ん 州では隼人が消滅し、東北では蝦夷が消滅することはなかったものの、 するとみてよいであろう。桓武朝末年における辺境政策によって、 強いために免除するという法令なので、やや次元が異なるように思われ(ミタ) 年官符は、それ以前に収取されていた移配俘囚の調庸を、 る法令で、陸奥・出羽には適用されなかったと考えられ、また延暦一七(ヒン 永山氏が指摘された事例は、 しかし大局的な見方をすれば、永山氏の指摘の通り、隼人に対する 蝦夷・隼人ともに、 いずれも移配蝦夷 朝貢の廃止と引き替えに (俘囚・夷俘) に対す 彼らの抵抗が 南九

次に、隼人朝貢の停止を伝える二つの史料を掲げる。

【史料一】『類聚国史』卷一九○延暦二○年六月壬寅(一三日)条

壬寅、停二大宰府進二隼人」。

乙酉、永停□大替隼人風俗歌舞□。 【史料二】『日本後紀』延暦二四年(八○五)正月乙酉(一五日)条

が(『類聚国史』巻一九〇延暦一二年二月已未条)、史料二の延暦二四年らかにされている。史料に見える最後の隼人朝貢は、延暦一二年である隼人の朝貢を停止する史料が二つある理由は、永山修一氏によって明

帰還と考えられるのである。
「一八年に朝貢隼人)による風俗歌舞の奏上が停止された(史料二)と想定に対して隼人の朝貢停止を決定する指令が出され(史料一)、さらに延暦に対して隼人の朝貢停止を決定する指令が出され(史料一)、さらに延暦できる。
つまり延暦二〇年は朝貢停止を決定する指令が出され(史料一)、さらに延暦できる。
つまり延暦二〇年は朝貢停止を決定する指令が出され(史料一)、さらに延暦できる。
のまり延暦二〇年は朝貢停止の決定、延暦二四年は朝貢隼人のできる。
のったと推定される。延暦一八年に朝貢が行われた翌年に、大隅・朝貢があったと推定される。延暦一八年に朝貢が行われた翌年に、大隅・朝貢と考えられるのである。

いる。それを次に見ていくこととする。 隼人司に上番する隼人の定員が半減され、畿内隼人の負担も軽減されて 担軽減策としての意味も持っていたと思われる。同じ延暦二四年には、 担軽減策としての意味も持っていたと思われる。同じ延暦二四年には、 集人の公民化と朝貢の停止は、律令制支配の観点から見れば支配の強

(2)隼人司に上番する隼人の削減……延暦二四年(八○五)

担を負った(『令集解』職員令六〇隼人司条)。隼人が畿内周辺に移住し負ったが、隼人司に上番しない時には、課役・兵役など公民と同等の負債ったが、隼人司に上番しない時には、沈製品を製作するなどの職務を事人司に交替で勤務する隼人を「番上隼人」(『延喜式』隼人司式)と言権人のほかに、畿内に移配されて定住する隼人があった。このうちは城の周辺に居住する隼人には、大隅・薩摩から六年交替で朝貢して

通・軍事上の要衝に配置されていたことが明らかにされている。 書紀』天武一四年〈六八五〉六月甲午条)らが天武朝以前の移住とみら れるほかは、天武一一年(六八二)の朝貢開始の前後に本格的な移住が れるところであろう。隼人の移住地は、『延喜式』隼人司式によれば五畿 れるところであろう。隼人の移住地は、『延喜式』隼人司式によれば五畿 れるところであろう。隼人の移住地は、『延喜式』隼人司式によれば五畿 内および近江・丹波・紀伊国であり、その中でも特に大河川の沿岸や交 内および近江・丹波・紀のでは、 でもり、日本

隼人司は衛門府の被管で、令制における組織は以下の通りである。

【史料三】職員令六〇隼人司条

华人言

史一人。使部十人。直丁一人。隼人。正一人。掌、検:校隼人:、及名帳、教:習歌儛;、造:作竹笠:事。佑一人。令

それに対応する同年一二月七日の徳政相論の記事である。 における隼人の定数が見えるのは、延暦二四年一一月一〇日太政官奏と、における隼人司隼人の定員かどうかは明らかではない。初めて隼人司ににおける隼人司隼人の定員かどうかは明らかではない。初めて隼人司における隼人の定数が見えるのは、延暦二四年一一月一〇日太政官奏と、における隼人の定数が見えるのは、延暦二四年一一月一〇日太政官奏と、における隼人の定数が見えるのは、延暦二四年一一月一〇日太政官奏と、正・佑・令史の三等官は各一人、使部は一〇人、直丁は一人が定員と正・佑・令史の三等官は各一人、使部は一〇人、直丁は一人が定員と

負担軽減策が続き、それを桓武が認可した後に、

史料五の後略部分には、

料五の一二月七日は桓武が御画の「聞」を書いて認可した日と思われる。

調の品目変更や当年の庸の免除など、税制上の

徳政相論が行われると

【史料四】『類聚三代格』卷四延暦二四年一一月一〇日太政官奏

太政官謹奏

応」停::減雑色等:事

隼人八十人〈滅·卅人·、定·卅人·〉 男卅人〈滅·廿人·、定·廿人·〉

女卅人〈滅...廿人」、定..廿人..〉

恤」。加以時遭,『災疫」、頗損,農業」。今雖」有」年、未」聞」復」業。宜,以前伏奉;勅旨,、頃年営造未」已、黎民或」弊。念,彼勤労,、事須,矜

聴;天裁」。謹以申聞謹奏。量」事優矜、令以得;存済;者。官議商量、具件如以前。具録;事状;。

伏

延暦二十四年十一月十日

以下同じ)

聞

四大同三年七月二六日太政官奏に継承されている(史料六)。 徳政相論による「軍事と造作」(征夷と造都)の停止と同じ日に、隼人の定数が削減されていることは、これが徳政相論に伴う負担軽減策の一環であることができるであろう。この時定められた隼人の定数(男環があることを示している。同じ延暦二四年の正月には、大替隼人の風環があることができるであろう。この時定められた隼人の定数(男型があることができるであろう。この時定められた隼人の定数(男があることができるであろう。この時定められた隼人の定数(男があることができるであろう。この時定められた隼人の定数が削減されている。

の

(3)隼人司の廃止と再置……大同三年(八○八

と(『続日本紀』宝亀二年三月戊辰条)などから指摘される。③は元日朝 司条)。②は隼人司が大宝・養老令制で衛門府、大同三年の再置以後は丘 隼人の統轄であり、 飾る役割を果たしたのである。 隼人は隼人司の官人に率いられてこれらの行事に参加し、 賀・蕃客入朝・即位式・大嘗会・御薪などの儀式や行幸への関与であり 部省の所管であること、隼人が宝亀二年(七七一)まで帯剣していたこ 権威発揚という三つの役割があったと言われる。①は移配隼人と朝貢(⑸ 令制の隼人司には、①畿内周辺の隼人の統轄、②軍事的任務、 歌舞の教習や竹器の製作を行った (職員令六○隼人 天皇の権威を ③ 天 皇

形で廃止され、半年後の同年七月に、衛門府が左右衛士府に併合された ことによって再置される(史料六および『日本後紀』大同三年八月庚戌 隼人司は、平城朝の大同三年(八○八) 正月に、 衛門府に併合される

【史料六】狩野文庫本 太政官謹奏 『類聚三代格』巻四大同三年七月二六日太政官奏

隼人司

隼人卅人。〈男廿人。女廿人。〉 正一員。 令史一員。 使部四員。 直丁一人。 大衣二人

伏請、 聞 定。 門府、 右、 部六人」。凡十羊九牧、 准,,今年正月廿五日詔書,、廃,,省件司 臣等商量所」定、 減 更置,,件司,、隷:兵部省,。其隼人者、 ;省旧数;、依¸件定¸之。又延曆十四年閏七月十日格、 混。於左右衛士府。夫衛士府者、 具、件如、前。 已非,政道。亦請」省,除佑員,。使部准,此減 謹録||事状|。伏聴||天裁|。謹以申 所」掌惟劇、 併 延曆廿四年十二月七日 |衛門府||。而今廃 不」須 減」定使 ·i.兼領:。 衛

大同三年七月廿六日

聞

る₀26 停止によってその存在意義が低下したためと考えられ、隼人司に上番す に統廃合された官司は一八司に及ぶが、いずれも令内の小規模官司であ 行われた中央諸官司の再編の一環とみることができるであろう。平城朝 領」できないことを述べるにすぎない。しかし時期的にみて、 止の理由は記されておらず、再置の理由も衛士府が多忙であるため る隼人が四○人に半減されたことも要因であったと思われる。 史料六には、 隼人司が他の小規模官司とともに整理の対象になったのは、朝貢の 隼人司の廃止から再置までの経過が記されているが、 平城朝に 兼 廃

朝に統廃合された官司のうち、平城朝のうちに復活したのは、 隼人の朝貢を、畿内隼人によって再現する役割を担うのである。 させたのであろう。そして、再置された隼人司は、 てもなお重要であったために、衛府制度の改編に連動して隼人司を復活 だけなのである。隼人の歌舞や吠声は、九世紀初頭の儀式や行幸にお てから復活した官司は存在するが、平城朝のうちに復活したのは隼人司 唯一である。釆女司のように、平城朝に統廃合されながら嵯峨朝に入っ(3) では、 隼人司の再置には、どのような意義があるのであろうか。 かつて行われていた 隼人司

代の王権が、 隼人司復活の主な目的であったとみられる。しかしここで新たな問題点 朝貢隼人と同等もしくはそれに近い呪力を期待することは、 は、 せたかどうかということである。 が浮上する。それは、 南九州とは無縁の形で継承・再生産されていた。これらを行うことが、(29) 人によって朝貢隼人の儀礼を擬制しており、彼らが行った歌舞や吠声は 永山修一氏が指摘されるように、再置された隼人司は、畿内近国の隼 平城朝より一二〇年ほど前であり、すでに世代交代が進んでいて、 朝貢の停止とともに、 朝貢隼人が発する吠声の呪力を深く信じていた古 隼人が畿内に移住したとされる天武朝 畿内隼人にその役割を直ちに代行さ 困難である

と思われるからである。

三年一二月勅を検討することにしたい。

三年一二月勅を検討することにしたい。

三年一二月勅を検討することにしたい。

三年一二月勅を検討することにしたい。

三年一二月勅を検討することにしたい。

❷『延喜式』に見える今来隼人

(1)今来隼人と番上隼人

『延喜式』における今来隼人を検討するにあたり、まず中村明蔵氏の研究によって『延喜式』に見える隼人について整理しておきたい。使用す究によって『延喜式』に見える隼人について整理しておきたい。使用すった。 古典編一二 延喜式 (下)』 (神道大系編纂会、一九九三年) で値立上①~20の番号を付すことにしたい。テキストには虎尾俊哉校注に便宜上①~20の番号を付すことにしたい。テキストには虎尾俊哉校注に使宜上①~20の番号を付すことにしたい。テキストには虎尾俊哉校注に使宜上①~20の番号を付すことにしたい。テキストには虎尾俊哉校注に使宜上①~20の番号を付すことにしたい。テキストには虎尾俊哉校注には、「一九九三年)を使用した。

人を教導し、雑物を催造し、吠声を教習する〔隼人司式①③⑤⑧(a)大衣二人……譜第の内から選び、大隅を左、阿多を右とする。隼

- 参加する。大衣に次ぐ力量のある者か〔隼人司式①③⑩条〕。(b)番上隼人二〇人……畿内近国の「幹了者」を補任。儀式・行幸に
- で吠声を発する〔隼人司式①②③④⑦⑧⑪⑫条〕。 (c)今来隼人二〇人……本来は南九州から上京した隼人。儀式・行幸
- 司式⑥条)にあたる〔隼人司式①条〕。(d)白丁隼人一三二人……大儀の際に喚集される「諸国隼人」(隼人
- 式勘籍補条、隼人司式⑬条〕。ればこのうち二人が油絹を製作。一八人が竹器を製作か〔兵部省(e) 作手隼人二○人……兵部省式に二○人と規定され、隼人司式によ

延暦二四年・大同三年の定員を継承しているとみられる。
 延暦二四年・大同三年の定員を継承しているとみられる。
 延暦二四年・大同三年の定員を継承しているとみられる。
 延暦二四年・大同三年の定員を継承しているとみられる。このうち大衣は、大同三年に増入司が再置された際に初めて見えるもので(史料六)、隼人から三年に増入司の隼人の計四○人が定員であったとみられる。番上隼人二○人は、儀式・本は隼人司の隼人の定員に入っていなかったと思われ、番上隼人・今来準人の計四○人が定員であったとみられる。番上隼人二○人は、儀式・本は隼人司の隼人の定員に入っていなかったと思われ、番上隼人・今来準人の計四○人が定員であったとみられる。
 近暦二四年・大同三年の定員を継承しているとみられる。

その主な任務であること、装束に特徴があることが知られる。隼人司式の今来隼人に関する条文を見てみると、吠声を発することが

【史料七】『延喜式』隼人司式①大儀条

左右」(注略)。群官初入自"胡床"起、今来隼人発"吠声"三節〈蕃客入隼人廿人、今来隼人廿人、白丁隼人一百卅二人」、分陣"応天門外之凡元日即位及蕃客入朝等儀、官人二人、史生二人率"大衣二人、番上

緋帛肩巾、横刀、白赤木綿、耳形鬘;〈番上隼人已上横刀私備〉。執;楯槍,白赤木綿、耳形鬘,。自余隼人皆著;大模布衫(注略)、布袴(注略)、朝、不」在:吠限〉。其官人著:当色横刀,。大衣及番上隼人著:当色横刀、

【史料八】『延喜式』隼人司式③駕行条

並坐」胡床

色であって、緋色の領巾は隼人以外に類例を見出せないという。 (33) 色であって、緋色の領巾は隼人以外に類例を見出せないという。 (33) 色であって、緋色の領巾は隼人以外に類例を見出せないという。 (33) 一元は領巾の持つ呪力に関わることと考えられ、しかも領巾は一般に白いて、番上隼人が官人・大衣とともに横刀を帯びて馬に乗るのに対して、大本生人の横刀とは異なる高級品であったと言われている。また行幸の際来隼人の横刀とは異なる高級品であったと言われている。また行幸の際来隼人の横刀とは異なる高級品であったと言われている。 (33) 一元日・即位・蕃客入朝の際、番上隼人の装束は基本的に官人・大衣と元日・即位・蕃客入朝の際、番上隼人の装束は基本的に官人・大衣と元日・即位・蕃客入朝の際、番上隼人の装束は基本的に官人・大衣と

の夷狄が朝貢することは、それが擬制されたものであっても、天皇の有的東狄が朝貢することは、それが擬制されたのであろう。野俗に富んだ辺境にも対応する。儀式・行幸を見る者にとって、番上隼人か今来隼人かはにも対応する。儀式・行幸を見る者にとって、番上隼人か今来隼人かはにこのような差異を設けたのは、おそらく番上隼人は早くから畿内に定にし、"王化"に浴しているのに対して、香上隼人が早くから畿内に定にし、"王化"に浴しているのに対して、香上隼人が早くから畿内に定にのような差異を設けたのは、おそらく番上隼人が早くから畿内に定にし、"王化"に浴しているのに対して、香上隼人のそれは今来隼人のであるため、"野俗性"が強調されたものであろう。これは今来隼人が東狄としてのよりに近いが、今来隼人のそれは上げるが、東狭が朝貢することは、それが擬制されたものであっても、天皇の有ものであるため、"野俗性"が強調されたものであろう。野俗に富んだ辺境ものであるため、"野俗性"が強調されたものであろう。

徳を可視的に表現することになるからである。

(2) 今来隼人と白丁隼人

ところで、今来隼人には二〇人という定数がある(隼人司式①⑫条)ところで、今来隼人が大隅・薩摩の朝貢隼人を継承するものであるとすると、が、今来隼人が大隅・薩摩の朝貢隼人を継承するものであるとすると、に二三)に六二四人、天平七年(七三五)に二九六人という人数が伝えられている。養老七年が特に多いのは、養老四年(七二〇)に起きた隼られている。養老七年が特に多いのは、養老四年(七二〇)に起きた隼られている。養老七年が特に多いのは、養老四年(七二〇)に起きた隼られている。養老七年が特に多いのは、養老四年(七二〇)に起きた隼られている。養老七年が特に多いのは、養老四年(七二〇)に起きた隼人の反乱が鎮定された後の朝貢であるからで、これを例外とすれば、朝貢隼人の人数は、おおよそ二〇〇〜三〇〇人前後ということになろう。 作人が参加していたのである。それを継承する今来隼人が二〇人というのは、少なすぎると言うべきであろう。

吠声を発しない白丁隼人に分化しているのである。このような今来隼人諸儀式と行幸に参加して吠声を発する今来隼人と、大儀のみに参加してつまり八世紀における朝貢隼人の役割は、『延喜式』では、大儀などの

国家財政にとっても利点が大きかったということになる。国家財政にとっても利点が大きかったということになる。と白丁隼人の役割分担は、国家にとっても財政的な負担が少なくて済むのであるから、こ文給され(隼人司式⑥条)、白丁として課役も負担するのであるから、こ文給され(隼人司式⑥条)、白丁として課役も負担するのであるから、こ大のように国家が負担したとみるべきであるから、集人の朝貢停止は、年人の引力を入のように国家が負担したとみるべきであるから、集人の朝貢停止された時に成立したとみると白丁隼人の役割分担は、隼人の朝貢が停止された時に成立したとみると白丁隼人の役割分担は、隼人の朝貢が停止された時に成立したとみると白丁隼人の役割分担は、隼人の朝貢が停止された時に成立したとみると白丁隼人の役割分担は、

②条を検討して、このことを明らかにしていきたい。以後に成立した呼称である可能性が浮上してくる。次に隼人司式①条とと、朝貢隼人そのものではない。しかも隼人司式には、六年一回の朝貢と、朝貢隼人には、朝貢隼人を継承する面があるが、以上の考察からする一般に、「今来隼人」は朝貢隼人をさす用語と考えられている。たしか一般に、「今来隼人」は朝貢隼人をさす用語と考えられている。たしか

(3) 二種類の今来隼人

容は全く異なっている。相違点を簡単に示すと、次の通りである。隼人司式には、今来隼人に対する支給物の規定が二つあるが、その内

⑪今来時服条…《本来の今来隼人》 時服・米・塩の待遇がよい。

②死 亡 条…《代用の今来隼人》 時服・米・塩の待遇が右記に

【史料九】『延喜式』隼人司式⑪今来時服条

凡今来隼人給」時服及塩」、春夏男別絹一 丈。〈三丈衣二領料、 尺朝服一領料、 〈縫、衣袴、料。〉塩一斗。 一端衣二領料、 一端表裙二腰料、一端下裙二腰料。〉庸布一段、 〈漬」菜料。〉女絹三丈、〈下裙料。〉布一 二丈一尺袴三腰料。〉 尺、 〈袴腰料。〉 庸布一段、 布二端、 〈履直。〉糸 〈履直。〉 一端三 二二丈

> 二端、 其三年 二枚。〈女同。〉並限二一身一。若有」死者、 銖。其粮毎月一給。男日黒米三升、塩三勺。 糸三銖、塩一斗。女絹一疋、綿三屯、布二端三丈、庸布一段、 糸三銖。〈縫・衣裙 料。〉秋冬男絹一疋一尺、綿三屯、布二端、庸布 庸布一段、 一給...布衾及鋪設: 。人別調布一端、綿十三屯、 白米五斗、 酒一斗、 腊 給 一斗五升、 ·賻物」。人別絁 女日黒米二升、塩二勺。 塩三升。 席一 枚、 調布 折薦 糸三

【史料一〇】『延喜式』隼人司式⑫死亡条

大本来の今来隼人ということになる。では、なぜ本来の今来隼人の規定の原止後に成立した規定であることは明らかである。したがって、①朝庸布一段、秋冬庸布二段、庸綿三屯。粮人別日黒米二升、塩二勺。の死亡による欠員を、畿内隼人によって補うという②死亡条は、隼人朝貢の停止後に、畿内隼人によって隼人の朝貢が擬制された証拠として、これまでにも言及されてきた。今来隼人のの死亡による欠員を、畿内隼人によって隼人のの死亡による欠員を、畿内隼人によって隼人の明清が擬制された証拠として、これまでにも言及されてきた。今来隼人の別庸布一段、秋冬庸布二段、庸綿三屯。粮人別日黒米二升、塩二勺。八字来隼人身亡者、択.取畿内隼人,充之。廿人為」限。其時服春夏人

で削除されるべきであったとも解される。ていた時期の古い規定が残存したものであり、⑫死亡条が成立した段階『延喜式』が杜撰であるとすれば、⑪今来時服条は隼人の朝貢が行われ

である今来時服条が存在しているのであろうか

生活するからにほかならない。①今来時服条が規定する今来隼人は、畿一切記する必要があるのは、彼らが帰郷することなく、その子孫も畿内でという一文があることに注目したい。これは支給対象を本人に限り、そという一文があることに注目したい。これは支給対象を本人に限り、そという一文があることに注目したい。これは支給対象を本人に限り、そという一文があることに注目したい。これは支給対象を本人に限り、そという一文があることに注目したい。これは支給対象を本人に限り、そという一文があるのは、彼らが帰郷するのではなく、畿内に定住していることを前提に立法されている可能性が高い。式く、畿内に定住していることを前提に立法されている可能性が高い。式く、畿内に定住していることを対象を表します。

内に定住した第一世代の今来隼人とみるべきなのである。

(4)朝貢隼人の抑留と今来隼人の成立

権に奉仕することを求められたと考えられるのである。 を余儀なくされたのであろう。最後の朝貢隼人は、延暦二四年にその多い。南九州から来た隼人が今来隼人として畿内に定住するという現象は、か。南九州から来た隼人が今来隼人として畿内に定住するという現象は、か。南九州から来た隼人が今来り、記後の朝貢隼人であり、朝貢が停止されても故郷に帰されることなく、そのまま抑留され、定住することなが帰郷を果たしたと思われるが、一部が畿内に定住するという現象は、か。南九州から来た隼人が今来時服条のような規定が作られたのであろうではなぜ隼人司式⑪今来時服条のような規定が作られたのであろう

恒武朝末年において、朝貢隼人の抑留によるとは言え、新たに南九州 相武朝末年において、朝貢隼人の抑留によるとは言え、新たに南九州 相武朝末年において、朝貢隼人の抑留によるとは言え、新たに南九州 相武朝末年において、朝貢隼人の神留によるとは言え、新たに南九州の漢人と区別して「今来漢人」と呼ばれていたことを考えると、「今来集人」とは、朝貢隼人そのものではなく、天武朝に移住した畿内隼人に対して、九世紀初頭に新たに畿内に定住した南九州の隼人をさす用人に対して、九世紀初頭に新たに畿内に定住した南九州の隼人をさす用人に対して、九世紀初頭に新たに畿内に定住した南九州の隼人をさす用人に対して、九世紀初頭に新たに畿内に定住した南九州の隼人をさす川人に対して、九世紀初頭に新たに畿内に定住した南九州の隼人をさす用人に対して、九世紀初頭に新たに畿内に定住した南九州の隼人をさす川田である可能性が浮上してくる。五世紀後半以降に渡来した漢人が、それ以前の漢人と区別して「今来漢人」と呼ばれたことも、「今来」の意味を考える上で参考になろう。

たのである。

武器を持って大儀に参加する今来隼人二〇人は男性とみられ、また⑫死比はほぼ同数であったと思われる。一方、①大儀条(史料七)において、男女を含んでおり、子孫を残すことを前提に立法されているから、男女⑪今来時服条には、第一世代の今来隼人の人数は記されていないが、

○人であり、それはすべて男性であったとみられるのである。みてよいであろう。つまり『延喜式』段階における今来隼人の定員は二式時服条に時服の支給対象として記される「隼人廿人」も、今来隼人と給量の違いを記さないから、やはり男性であったと考えられる。中務省亡条によって補充される今来隼人二○人も、時服・食料の男女による支

は、 以上のことから、朝貢を停止した段階で畿内に残された朝貢隼人の人数 る。男女比を同数とすれば、総数はその二倍程度ということになろう。 ば、第一世代の今来隼人にも二○人程度の男性が含まれていたとみられ 今来隼人の欠員補充に充てられた畿内隼人に、第一世代の今来隼人の子 今来隼人は男女を含み、子孫を残すことができたが、子孫は時服等の支 男性のみ二〇人からなる今来隼人が成立したと考えられる。第一世代の として畿内隼人で補充し続けられた。その結果、『延喜式』に見るように、 孫が含まれていた可能性はあるが、 給対象とならなかったので、一般の畿内隼人として処遇されたらしい。 その後、 儀式における今来隼人の役割が九世紀を通じて一貫していたとすれ 男女合わせて四〇人程度ではなかったかと推定しておきたい。 ⑫死亡条により、今来隼人の欠員は、 今来隼人そのものは世襲ではなか 男性のみ二〇人を上限

のもとになったと考えている。節を改めて検討してみよう。よび『類聚三代格』大同四年(八○九)正月七日太政官符が、⑫死亡条の半年後に発令された『日本後紀』大同三年(八○八)一二月壬子条おでは、⑫死亡条が成立したのはいつであろうか。筆者は、隼人司再置

❸大同三年一二月五日勅と「定額隼人」

まず検討の対象となる二つの史料を掲げる。

【史料一一】『日本後紀』大同三年(八〇八)一二月壬子(五日)条

【史料一二】『類聚三代格』巻四大同四年(八〇九)正月七日太政官符但衣服粮料、莫ュ同;旧人・。特准;衛士;給ュ之。其女者不ュ在:補限;。壬子、勅、定額隼人、若有ュ闕者、宜ェ以;京畿隼人;、随ュ闕便補ュュ之。

太政官符

応」充: 便補隼人粮: 事

女者不」在ニ補限」。 隼人」随」闕便補ニ」之。但衣服粮料莫」同ニ旧人」。特准」衛士「給」之。其右々大臣宣。奉」勅、定額隼人、若有」闕者、自今以後、宜ニ以」京畿

大同四年正月七日

に収められている(新訂増補国史大系一八七頁)。 に収められている(新訂増補国史大系一八七頁)。 に収められている(新訂増補国史大系一八七頁)。 に収められている(新訂増補国史大系一八七頁)。 に収められている(新訂増補国史大系一八七頁)。 に収められている(新訂増補国史大系一八七頁)。

説を検討し、どちらが妥当であるのかを考えることにしたい。 こつの史料が定めていることは、「定額隼人」によって「便補」すること、ただし衣服・粮料は旧人後は「京畿隼人」によって「便補」すること、ただし衣服・粮料は旧人をは「京畿隼人」によって「便補」すること、ただし衣服・粮料は旧人をは「京畿隼人」によって「便補」すること、ただし衣服・粮料は旧人の主とであるとすれば、前節で検討した隼人司式⑫死亡条とよく似ていることに気付くであろう。しかしこれまでの研究で、この史料に言及することに気付くであろう。しかしこれまでの研究で、この史料に言及することに気付くであろう。しかしている状態である。そこで、それぞれの今来隼人とする少数説が併存している状態である。そこで、それぞれの今来隼人とする少数説が併存している状態である。そこで、それぞれの今来隼人とする少数説が併存している状態である。そこで、それぞれの今来隼人とする少数説が併存している状態である。そこで、それぞれのでなば、「京畿隼人」に欠けるであるのかを考えることにしたい。

(1) 番上隼人とする説

番上隼人の欠員補充に関する規定は、隼人司式⑩番上条である。

【史料一三】『延喜式』隼人司式⑩番上条

了者,、申」省補之。不」在「給」時服及粮」之限」。凡番上隼人廿人、有」闕者取二五畿内及近江、丹波、紀伊等国隼人幹

を史料一三に引き付けて解釈する。 史料一一・一二の「定額隼人」を番上隼人とする説では、「定額隼人」

○佐伯有義編『増補六国史 日本後紀』(朝日新聞社、一九四○年)

一二三頁頭注

紀伊等国隼人幹了者・申」省補」之不」在ヒ給」時服及粮」之限」とあり」「定額隼人、隼人式に凡番上隼人廿人有」闕者取」五畿内及近江丹波

○井上辰雄『熊襲と隼人』(教育社、一九七八年) 一六○頁

年)補注一二三三頁
(黒板伸夫・森田悌編『訳注日本史料 日本後紀』(集英社、二〇〇三男二〇人、女二〇人となったことはいうまでもない」と述べる。 遅唇二四年一一月太政官奏を挙げて、「その後、隼人司の定額隼人は

してみえる)。これが定額隼人に当たる。」二〇人に定められていた(三代格四には同年十一月十日太政官奏と暦二十四年十二月条の公卿奏により、従前の八〇人の隼人を男女各「定額の隼人」の補注…「番上隼人とも。隼人司に出仕する隼人。延

ることによる。」の公卿奏にみえる男女の定額隼人のうち男のみの補充を規定していめ公卿奏にみえる男女の定額隼人のうち男のみの補充を規定していとみえる。ここで二○人とあるのは延暦二十四年(八○五)十二月「闕に随いて便に補す」の補注…「隼人式一○番上隼人条に(中略)

人司の隼人は、職員令では定数がないが、延暦二四年・大同三年に定数この番上隼人説の利点は、「定額隼人」を理解しやすいことである。隼

に対応すると考えることには一定の説得力がある。れば理解しやすく、このうちの男二○人が史料一三の「番上隼人廿人」人司に上番する男二○人・女二○人の隼人が「定額隼人」であると考えが定められている。「定額」は何らかの定数をさすと考えられるので、隼

令するのは不可解である。大同年間になって「自今以後」そうせよと命行われてきたはずである。大同年間になって「自今以後」そうせよと命「京畿隼人」から人員を補填することは当然であって、隼人司成立以来、ついての問題である。畿内近国の出身である番上隼人が死亡した場合、しかし番上隼人説には、二つの問題点がある。一つは、欠員の補充に

らを支給されている。しかし史料一一・一二の「定額隼人」は、「便補」された者も含めてこれると、畿内近国の出身である番上隼人は、時服と食料を支給されない。もう一つは、時服と食料の支給についての問題である。史料一三によ

の内容に踏み込んで考えてみると、成立が困難であるように思われる。つまり番上隼人説は、「定額」の説明は容易であるが、史料一一・一二

(2) 今来隼人とする説

〜宮城栄昌『延喜式の研究 史料篇』(大修館書店、一九五五年)

考えると、今来隼人に関するものである。」博士は番上隼人に関する記事とされているが、延喜式文と比較して「本官符は『日本後紀』大同三年十二月五日条に所載され、佐伯有義(大同四年正月七日太政官符〈史料一二〉を挙げ、左記の註を付す)

正鵠を得ていると考える。また石村喜英氏は、定額寺研究の一環としてわずかにこれだけの記述であり、論拠が示されているわけではないが、りでは、この宮城氏の説と、石村喜英氏の説のみである。宮城氏の説は、史料一一・一二の「定額隼人」を今来隼人と明言するのは、管見の限

るのは番上隼人ではなく、今来隼人であるとされている。(38)この史料に言及し、定額とは一定額の支給物の意味で、それを支給され

用されており、今来隼人説に近いように思われる。隼人の朝貢を移配隼人によって擬制するという文脈の中で史料一一を引永山修一氏も、「定額隼人」そのものに言及されているわけではないが、

今来隼人説の利点は四つある。まず第一に、欠員を京畿内から補充することを命じる意味が整合的に理解できることである。隼人朝貢の停止ることを命じる意味が整合的に理解できることである。隼人朝貢の停止

解釈できる。これもまた法令として合理的であろう。解釈できる。これもまた法令として合理的であろう。とと違って京畿内の出身なので、支給量を減らして衛士と同じくする、ととして働くので、食料と時服を支給するが、大隅・薩摩出身の「旧人」と時服が支給されるが(隼人司式⑪⑫条、史料九・一〇)、それが史料一と時服が支給されるが(隼人司式⑪⑫条、史料九・一〇)、それが史料一と時服が支給された者も含めて食料

布一段。 史料一一・一二と隼人司式を対応させると、「旧人」の支給額を規定した とである。隼人司式⑫死亡条(史料一〇)によれば、畿内隼人から補充 隼人で補充された今来隼人の時服と、衛士の時服の支給量が一致するこ ということになろう。衛士の支給額を隼人に準用したのは、隼人司が令 のが①今来時服条であり、「便補隼人」の支給額を規定したのが②死亡条 庸綿三屯」であり、中務省式時服条には、衛士の時服が「衛士駕輿丁商 された今来隼人に支給する時服は、「春夏人別庸布一段、秋冬庸布二段 は、 第三に、史料一一・一二において、 衛士に準じて支給することになっているが、 支給量については、 〈秋二段、綿三屯。〉」と規定されている。庸布と商布の違いはある 季節による増減も含めて完全に一致している。 便補された定額隼人の衣服・粮料 『延喜式』において畿内

とを「定額隼人」または「今来隼人」と呼んだと推定される。

面があることが考慮されたものと思われる。配属先が近いこと、儀式や行幸に供奉するなど、その役割にも類似する制では衛門府の被管、大同三年七月以後は兵部省の被管であり、両者は

隼人で補充されるのは男性のみであったとみられる。 男女によって支給物の量に差があるが、⑫死亡条にはそれがなく、畿内合致することである。⑪今来時服条によれば、第一世代の今来隼人にはと記し、男性のみを補充するとしているが、これも『延喜式』の規定と第四に、史料一一・一二は、欠員の補充について「其女者不→在→補限」

○ 大今来隼人に欠員が生じた場合に、畿内隼人によって補充された隼人をた今来隼人に欠員が生じた場合に、畿内隼人によって補充された隼人をたすとみることができる。隼人司式⑫死亡条は、史料一一・一二すなわち大同三年一二月五日勅または大同四年正月七日太政官符によって成立ち大同三年十二月五日勅または大同四年正月七日太政官符によって成立り、儀式や行幸で吠声を発する今来隼人と、それを統轄する隼人司を維り、儀式や行幸で吠声を発する今来隼人と、それを統轄する隼人司を維り、儀式や行幸で吠声を発する今来隼人と、それを統轄する隼人司を維持しようとする平城天皇の意思に基づく政策であったと推測される。最後に残された問題は、「定額隼人」の意味である。「定額」とは何らかの定数をさす言葉であろうから、朝貢を停止した段階で畿内に残された事であるう。いずれにしても、隼人朝貢の停止に際して、四○人程度の隼であろう。いずれにしても、隼人朝貢の停止に際して、四○人程度の隼であろう。いずれにしても、隼人朝貢の停止に際して、四○人程度の隼であろう。いずれにしても、隼人朝貢の停止に際して、四○人程度の隼であろう。いずれにしても、隼人朝貢の停止に際して、四○人程度の隼であろう。いずれにしても、隼人朝貢の停止に際して、四○人程度の隼であるが、彼らに支持される。

●律令国家転換期の隼人・蝦夷政策

政策と比較して、その意義を考えてみたい。 隼人によるその補充がなぜ行われたのかを考え、併せて当該時期の蝦夷隼人政策、すなわち朝貢隼人の畿内抑留による今来隼人の成立と、畿内本節では、これまでに明らかにした桓武朝末年から平城朝にかけての

(1) 九世紀の行幸と隼人

ほとんど信仰に近いものであった。 夷軍士などの兵力として信頼され、それに対する皇族・貴族の期待は、人に近い存在であったと指摘されている。東人は衛府や防人、鎮兵や征生人が夷狄かどうかについては議論があるが、伊藤循氏は、隼人は東

元日・即位などの大儀(隼人司式①大儀条

践祚大嘗祭(隼人司式②大嘗条、神祇七践祚大嘗祭式班幣条)

·幸(隼人司式③駕行条、同④行幸条)

正月十五日の御薪進上(隼人司式®十五日条)

であり、吠声は大衣が伝授した(隼人司式⑦習吠条、同⑨大衣条)。

吹声を発するためであろうと思われる(隼人司式③駕行条)。 と思われる。隼人司が八世紀前半から行幸に参加していたことは、『令たと思われる。隼人司が八世紀前半から行幸に参加していたことは、『令たと思われる。隼人司が八世紀前半から行幸に参加していたことは、『令には、道を先導する国司(京内は京職)の次という重要な位置を占めて集解』宮衛令二六車駕出入条古記から知られ、行列における隼人司の位集解』宮衛令二六車駕出入条古記から知られ、行列における隼人司の位置を占めていた。これは行列が「国界及山川道路曲」にさしかかった時に、先頭でいた。これは行列が「国界及山川道路曲」にさしかかった時に、先頭でいた。これは行列が「国界及山川道路曲」にさしかかった時に、先頭でいた。

本の記されていった。
 本の記されて、その呪力は稀薄になっていった。
 大隅・薩摩から来た最後の朝貢隼人の一部を帰郷させず、畿内に抑留をいう方法をとったのは、隼人朝貢の停止以後も、これらの儀式やている間は、南九州の隼人と同等の吠声と呪力を維持しようとしたのであろう。抑留された朝貢隼人は今来隼人と呼ばれ、儀式や行幸で吠声をあろう。抑留された朝貢隼人は今来隼人と呼ばれ、儀式や行幸で吠声をあろう。抑留された朝貢隼人は今来隼人と呼ばれ、儀式や行幸で吠声をあろう。抑留された朝貢隼人は今来隼人と呼ばれ、儀式や行幸で吠声をあるう。抑留された朝貢隼人は今来隼人と呼ばれ、儀式や行幸で吠声をあるう。抑留された朝貢隼人は今来隼人と呼ばれ、儀式や行幸で吠声をあるう。抑留された朝貢隼人は今来隼人の一部を帰郷させず、畿内に抑留生人に取って代わられ、その呪力は稀薄になっていった。

て天皇は、「動く王」から「動かない王」へと変化するのである。 で天皇は、「動く王」から「動かない王」へと変化するのである。 で天皇は、「動く王」から「動かない王」へと変化するのである。 で天皇は、「動く正」と称されるようになる。 その当期は、嵯峨天皇が楽子の変を鎮圧したことによって、平安京が万代の画期は、嵯峨天皇が楽子の変を鎮圧したことによって、平安京が万代の画期は、嵯峨天皇が楽子の変を鎮圧したことによって、平安京が万代の当れた近江行幸であることから、嵯峨朝と考えられている。 かくして天皇は、「動く王」から「動かない王」へと変化するのである。 で天皇は、「動く王」から「動かない王」へと変化するのである。

人の負担を軽減しながら、行幸に供奉する隼人を当分の間維持する方法け今来隼人の呪力への期待が高かった。そこで桓武天皇は、南九州の隼朝堂院や内裏で行われる儀式に比べて、行幸は危険度が高く、それだ

なったとみられる。
として、朝貢隼人の抑留という手段をとったのではないかと思われる。として、朝貢隼人の抑留という手段をとったのではないかと思われる。として、朝貢隼人の抑留という手段をとったのではないかと思われる。として、朝貢隼人の抑留という手段をとったのではないかと思われる。として、朝貢隼人の抑留という手段をとったのではないかと思われる。として、朝貢隼人の抑留という手段をとったのではないかと思われる。

政策と比較して、一つの共通点を抽出してみたい。題とせざるを得ないが、最後にこれまで述べたことを、当該時期の蝦夷在の筆者の能力では、そこまで論じることはできない。すべて今後の課なが、儀式の変化もまた要因として重要であったと思われる。しかし現以上、今来隼人の成立と展開を、行幸の変化に対応させて理解してみ以上、

(2) 蝦夷政策との比較

辺での動きである。南九州で隼人が消滅した後に、畿内近国に移住したる。しかしそれ以上に類似していると思われるのは、当該時期の都城周化と朝貢の停止は、征夷と対応関係にあるとみることができると思われ水山修一氏が指摘されるように、大局的な見方をすれば、隼人の公民

にも見られるのである。新旧の隼人が、宮廷儀礼に参加して奉仕し続けたが、同様の傾向は蝦夷

九世紀にすでに見られるという。 ・世紀にすでに見られるという。 ・世紀にすでに見られるという。 ・世紀にすでに見られるという。 ・世紀にすでに見られるという。 ・世紀にすでに見られるという。 ・世紀にすでに見られるという。 ・世紀にすでに見られるという。 ・世紀にすでに見られるという。 ・世紀にすでに見られると、近江国

次の史料である。 九世紀のある段階で定例化されたと推定される。さらに注目すべきは ないが、 のと言えるであろう。このことは『内裏式』や『儀式』に規定されてい ことは、変質し矮小化した小帝国構造を、年中行事の中で再生産するも 奥・出羽の蝦夷に代わって、移配蝦夷が宮廷儀礼に参加するようになる 夷俘三名に対して節会入京を許しており、さらに同弘仁六年(八一五) 活するのである。征夷という国家的な辺境政策が停止された直後に、 に停止されるが、それが終結した直後に、移配蝦夷によって部分的に復 を見たい者に対して、国の解を交付されることを条件に、 正月丁亥条には、摂津・美濃・丹波・播磨の夷俘で五位以上を有し節会 すなわち『日本後紀』弘仁三年(八一二)正月乙酉条では、 一節に禄を給わる「俘囚交名」を予め別紙で奏する規定があるから、 蝦夷の正月節会への参加は、三十八年戦争が開始される宝亀五年 『延喜式』太政官式には、 正月七日 (白馬)、 十一月新嘗 入京を許して 播磨等の (豊明) 陸

先後,雜:居朝堂,。稍尋;,理致;、事乖,故実;。(略)入朝拝,之日、不,歯,朝庭之大夫,、持;,到来位,。而頃年間、以,授位問。承前之例、祢宜并郡司及俘囚等大夫、〈此三色不,載,五位歷名:〉参,【史料一四】『法曹類林』巻一九七承和七年(八四〇)二月一七日問答

この明法家の問答によると、承和七年当時には、「俘囚等大夫」が「朝

されたとみてよいのではなかろうか。

からほどなくして、移配蝦夷による元日朝賀と節会への参加が、定例化れが「承前之例」と言われていることから、弘仁六年の節会入京の許可の参加が、この当時には移配蝦夷によって復活していたことになる。その参加が、この当時には移配蝦夷によって復活していたことになる。そば元日朝賀のことであるから、宝亀五年に停止された蝦夷の元日朝賀へは元日朝賀のことがすでに「承前之例」となっている。「朝拝」と拝」に「参入」することがすでに「承前之例」となっている。「朝拝」と

辺境と切り離された状態の夷狄が、天皇の権威を飾る役割を果たすとい あような史料がないので、儀式との関わりについては不明な点が多いが、 大京朝貢を停止した上で、征討を開始したのであろう。そして征夷の終 上京朝貢を停止した上で、征討を開始したのであろう。そして征夷の終 上京朝貢を停止した上で、征討を開始したのであろう。そして征夷の終 上京朝貢を停止した上で、征討を開始したのであろう。そして征夷の終 と立れた新旧の畿内隼人が、儀式や行幸に供奉し、狗吠を続けることと似 された新旧の畿内隼人が、儀式や行幸に供奉し、狗吠を続けることと似 された新旧の畿内隼人が、儀式や行幸に供奉し、狗吠を続けることと似 のような史料がないので、儀式との関わりについては不明な点が多いが、 のような史料がないので、儀式との関わりについては不明な点が多いが、

威を可視的に表現しようとする九世紀の王権は、きわめて矮小化されたら、畿内周辺に移住させた蝦夷・隼人を年中行事に参加させ、自らの権らには移配先の夷俘専当国司といった特定の官人にその一切を委ねる傾らには移配先の夷俘専当国司といった特定の官人にその一切を委ねる傾らには移配先の夷俘専当国司といった特定の官人にその一切を委ねる傾らには移配先の夷俘専当国司といった特定の官人にその一切を委ねる傾ろうと思われる。本来《王化》の対象である蝦夷に対して背を向けながろうと思われる。本来《王化》の対象である蝦夷に対して背を向けながらには移配先の夷俘専当国司といった特定の官人にその一切を委ねる傾ら、畿内周辺に移住させた蝦夷・隼人を年中行事に参加させ、自らの権ら、畿内周辺に移住させた蝦夷・隼人を年中行事に参加させ、自らの権ら、畿内周辺に移住させた蝦夷・単人を中行事に参加させ、自らの権力を関係を表しているのである。

中華思想を持っていたと言えるであろう。

おわりに

われていた八世紀の儀礼との相違点をまとめて結びとしたい。 点である。最後に、『延喜式』隼人司式に見える儀礼と、隼人の朝貢が行 に参加させ、矮小化された中華思想を充足しようとしていたこと、の三 主導しないにも関わらず、畿内周辺に移住させた蝦夷・隼人を宮廷儀礼 は相対的に低下したと考えられること、③九世紀の王権は、辺境政策を 嵯峨朝以後は畿外経宿行幸が行われなくなり、隼人の呪力に対する期待 充する規定が作られ、今来隼人は次第に畿内隼人と同化していったが、 を確保しようとしたこと、②大同三年に今来隼人の欠員を畿内隼人で補 抑留されて成立したものであり、国家は彼らによって呪力に満ちた吠声 延暦二四年に隼人朝貢が停止された際に、南九州の隼人の一部が畿内に を解明しようと試みてきた。本稿の主張するところは、①今来隼人とは 隼人司式の儀礼が、 本稿は、律令国家転換期の隼人政策を、京・畿内に視点を置いて明ら 蝦夷政策と比較しながら、九世紀の王権に見られる性格の一端 八世紀の儀礼と異なっている点は、 筆者が把握し

ている限りでは以下の通りである。

- 一、六年一回の朝貢や在京勤務の交替に関する規定は、隼人司式に は存在しない。
- 八世紀の朝貢隼人は数百人いたが、隼人司式の今来隼人はわず 二人である。両者合わせて一五二人の隼人が緋色の肩巾を身に 召集され、今来隼人と同じ装束で大儀に参加する白丁隼人一三 か二〇人しかいない。その不足を補うのが、大儀の際に臨時に かつての隼人の朝貢を再現した(①大儀条)。
- Ξ 本来の今来隼人の規定である①今来時服条には、時服・食料の

隼人は夷狄ではないとみることも困難であると思われる。隼人が夷狄でないとさ

支給を一身に限るという制限が付いているので、この条文の今 いると考えられる。朝貢停止の際に帰郷を許されず、畿内に抑 来隼人は、上京後六年で帰郷するのではなく、畿内に定住して

第一世代の今来隼人の欠員は、⑫死亡条によって、 て成立したと推定される。 ○人を上限として畿内隼人で補充し続けられた。この規定は 大同三年一二月五日勅および大同四年正月七日太政官符によっ 男性のみて

四

留された第一世代の今来隼人とみられる。

みられるほかは、条文間の矛盾などは今のところ見出し得ない。隼人司 服条が世代交代により実効力を失い、⑫死亡条が現行法となっていると 式は、大同三年に再置された隼人司のための法体系として、きわめて整 合的に作られていると言ってよいであろう。 大同三年の今来隼人の欠員補充規定を踏まえて作られている。 以上のように、『延喜式』 隼人司式は、延暦二四年の隼人朝貢の停止と、 ①今来時

註

2 1 れらの説が指摘するように、隼人は朝貢や服属儀礼を行う一方で、「名帳」に登録 ぐって─〈夷狄〉支配の構造」、『東北学』四、二○○一年)が有力説である。こ 七一〇年代以降夷狄とは見なされなくなっていくとする説 るべき南の夷狄は南島人であるとする説(伊藤循「蝦夷と隼人はどこが違うか」 はかなり処遇が異なっており、単純に同一の身分とみることはできない。しかし され(職員令六〇隼人司条)、律令制的な諸負担を負う(同条集解)など、蝦夷と 狄ではないとする説が有力になっている。隼人は夷狄ではなく、蝦夷に対置され 代国家論 第一部』、岩波書店、一九七三年など) に対して、近年では、隼人は夷 支配の特質について―薩摩国を中心に―」(『古代文化』四四―七、一九九二年)。 めぐる諸問題」(同『隼人の研究』、学生社、一九七七年)、永山修一「八世紀隼人 五、一九九四年)、隼人は大宝律令制定の頃は夷狄としての性格を持っていたが、 『争点日本の歴史』三、一九九一年、同「古代王権と異民族」『歴史学研究』六六 蝦夷と隼人をともに夷狄とみなす通説(石母田正「天皇と『諸蕃』」同『日本古 井上辰雄『隼人と大和政権』(学生社、一九七四年)、中村明蔵「隼人の朝貢を (永山修一「隼人をめ

- 「九八四年)。 「古代国家と対外関係」(『講座日本歴史二 古代二』、東京大学出版会、
- 一九八六年)。(4) 中村明蔵「隼人司の役割について」(同『熊襲・隼人の社会史研究』、名著出版
- 6) 中村明蔵「隼人の朝貢をめぐる諸問題」(註(1)前掲)。
- 研究科第一八輯、一九八七年)。筆者も、宝亀五年以前は毎年朝貢が原則であった 定されている(「日本古代における位階と『蝦夷』」『國學院大學大学院紀要』文学 神護景雲三年正月辛未条など)から、蝦夷の入朝と拝賀は毎年行われていたと推 四年の元日朝賀の記事に、蝦夷らが「依」儀拝賀」したとあること(『続日本紀』 申条の詔で蝦夷・俘囚の入朝が停止されていること、これ以後に蝦夷を入朝させ と考えている(拙稿 「陸奥・出羽の調庸と蝦夷の饗給」 同 『古代東北の支配構造』、 れたものと解釈されている。また平野卓治氏も、神護景雲三年・宝亀三年・宝亀 であり、『続日本紀』の朝貢記事は、毎年朝貢が行われている中でたまたま記録さ る場合は命令や許可を出していることなどから、宝亀五年以前は毎年朝貢が原則 令国家』、名著出版、一九九三年)。一方、今泉氏は、『続日本紀』 宝亀五年正月庚 毎年の朝貢に疑問を呈されている(「隼人の名義をめぐる諸問題」、同『隼人と律 吉川弘文館、一九九八年、初出一九九六年)。 このため蝦夷が毎年上京朝貢したかどうかについては議論があり、中村明蔵氏は (六九七〜七一八)と、神護景雲三〜宝亀五年(七六九〜七七四)に偏在している。 一九八六年)。 『続日本紀』における蝦夷の上京朝貢の記事は、文武元~養老二年 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『東北古代史の研究』、吉川弘文館
- (8) 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(註(7)前掲)。
- (9) 『日本書紀』天武一一年七月甲午条、持統三年(六八九)正月壬戌条、『続日本

- 条、天平勝宝元年(七四九)八月壬午条。紀』天平元年(七二九)六月庚辰条・七月己酉条、天平七年(七二五)七月己卯
-) 中村明蔵「隼人司の役割について」(註(4)前掲)。なお『令集解』職員令六○) 中村明蔵「隼人の呪力とその系譜」(同『隼人の研究』、学生社、一九七七年)。らせたことが見える(『日本書紀』天武一一年七月甲午条、持統九年五月丁卯条)。条、宝亀七年(七七六) 二月丙寅条。このほか、天武・持統朝には隼人に相撲をと条、宝亀七年(七七六) 二月丙寅条。このほか、天武・持統朝には隼人に相撲をと楽、宝亀七年(七二三) 五月甲申条、天平院宝元年八月壬午条、養老七年(七二三) 五月甲申条、天
- あり、狗吠の実施を推測させる。 隼人が「巳為ュ犬、奉;仕人君:」と述べたと隼人司条に引用される「古辞」にも、隼人が「巳為ュ犬、奉;仕人君:」と述べたと

<u>13</u>

(4) 永山修一「隼人と律令制」(下條信行・平野博之他編『新版古代の日本三 九州問題」(註(1)前掲)。

井上辰雄『隼人と大和政権』(註(1)前掲)、中村明蔵「隼人の朝貢をめぐる諸

沖縄』、角川書店、一九九一年)。

- 年、初出一九九三年)を参照。 年、初出一九九三年)を参照。 年、初出一九九三年)を参照。 年、初出一九九三年)を参照。 年、初出一九九三年)を参照。 年、初出一九九三年)を参照。 年、初出一九九三年)を参照。 日間題に考えるべき問題であろう。大隅・薩摩所国の農業生産性―班田制の実施が水田耕作に適しているかどうかは別個に考えるべき問題であろう。大隅・薩摩が水田耕作に適しているかどうかは別個に考えるべき問題であろう。大隅・薩摩所国の農業生産性―班田制の実施が、大隅・産摩所国の田積は班田制の実施が、日間では、一九九三年)を参照。 年、初出一九九三年)を参照。
- 16) 永山修一「八世紀隼人支配の特質について―薩摩国を中心に―」(註(1)前掲)。
- 介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』、高志書院、二〇〇七年)。(18) 拙稿「蝦夷の入京越訴―移配蝦夷と陸奥蝦夷にみる闘争の一形態―」(熊田亮
-) 永山修一「八世紀隼人支配の特質について―薩摩国を中心に―」(註(1)前掲)。
- (2) 永山修一「隼人司の成立と展開」(註(5)前掲)。
- 九年)。(幻) 田中聡「隼人・南嶋と国家―国制施行と神話―」(『日本史論叢』一二、一九八(幻) 田中聡「隼人・南嶋と国家―国制施行と神話―」(『日本史論叢』一二、一九八
- | 岩本次郎「隼人の近畿地方移配地について」(『日本歴史』二三〇、一九六七年)。
- 慶元年(八七七)に再置された(『類聚国史』巻一○七元慶元年一二月一七日癸未八月庚戌朔条、狩野文庫本『類聚三代格』巻四大同三年七月二六日太政官奏)、元)年人司の官人のうち佑は大同三年(八○八)に廃止され(『日本後紀』大同三年

でも大隅・阿多各一人の二人である(隼人司式大衣条)。 日太政官奏において一人である。隼人の吠声などを指導する大衣は、狩野文庫本 条)。直丁の人数は職員令および狩野文庫本『類聚三代格』巻四大同三年七月二六 官符)、大同三年にさらに四人に滅らされており(狩野文庫本『類聚三代格』巻四 四年(七九五)に六人に減らされ(『類聚三代格』巻四延暦一四年七月一〇日太政 計五人となっている (式部省式上諸司史生条、兵部省式武官分条)。 使部は延暦一 条、狩野文庫本『類聚三代格』巻四元慶元年一二月一七日太政官符)。『延喜式』 大同三年七月二六日太政官奏)、『延喜式』でも四人である (式部省式上諸司使部 大同四年(八〇九)に二人が新置されており(『日本後紀』大同四年三月己未条: でも正・佑・令史は各一人である(中務省式時服条)。また史生は職員令にないが 『類聚三代格』巻四大同四年四月三日太政官符)、『延喜式』では正二人・権三人の 『類聚三代格』巻四大同三年七月二六日太政官奏に初めて二人と見え、『延喜式』

(24) 史料四の事書が「応」停」減雑色等:事」であることについて、中村明蔵氏は、「雑 毎減;,廿人。雅楽歌女五十人、減,卅人。仕女一百十人、減,廿八人。」である。この 府衛士四百人、減,七十人。左右衛士府各六百人、每減二一百人。隼人男女各卅人、 階で手が加えられている。格の本文が「右」ではなく「以前」で始まっているの 伴部・使部などの総称としても用いられるので(坂本太郎「古代における雑色人 司式)や歌舞を演じる隼人をさすと推定されている(「隼人司の役割について」、 色」が品部・雑戸をさすことから、竹製品や油絹を作る作手隼人(『延喜式』隼人 よって衛士等に関する部分が無効となり、隼人の部分だけが弘仁兵部格に収録さ 削減対象を含んだ太政官奏であったが、大同・弘仁年間の衛府制度の改編などに 雑色であるとみられる (坂本氏前掲論文)。 史料四は、本来このようないくつかの うち衛士・仕丁・仕女は、本来は雑色に入らないが、この場合はこれらの総称が るのは、史料五にみられる「所…点加」仕丁一千二百八十一人、依」数停却。又衛門 はずであり、その総称が事書の「雑色」であると考えられる。ここに列記され得 は、本来、この格が複数の案件を含んでいたからである。延暦二四年段階では、 たこの太政官奏は、延暦二四年当時のそのままの形ではなく、『弘仁格』編纂の段 の意義について」同『日本古代史の基礎的研究 下 制度篇』、東京大学出版会、 註(4)前掲)。しかし「雑色」は、品部・雑戸に限らず、四等官の下位におかれた 「応」停;減雑色等;事」と「以前」の間に、隼人以外の削減対象も列記されていた 一九六四年)、作手隼人や歌舞を演じる隼人に限定する必要はないと思われる。ま れたと考えられる。

- 25 展開」(註(5)前掲) 中村明蔵「隼人司の役割について」(註(4)前掲)、永山修一「隼人司の成立と
- $\widehat{\underline{26}}$ 目崎徳衛「平城朝の政治史的考察」(同『平安文化史論』、桜楓社、一九六八年)。
- $\widehat{27}$ 永山修一「隼人と南島の世界」(『鹿児島県の歴史』、山川出版社、一九九九年)。 目崎徳衛「平城朝の政治史的考察」(註(26)前掲) 四九頁の第三図を参照。

- 永山修一「隼人と律令制」(註(4)前掲)。
- 中村明蔵「隼人司の役割について」(註(4)前掲)。
- 女を問わず着用し、領巾も隼人の場合は男女ともに着用する。隼人の領巾につい ては、中村明蔵「隼人の領巾」(同『熊襲・隼人の社会史研究』、名著出版、一九 八六年)を参照。 作手隼人は衣・袴と領巾を着用した(隼人司式⑬条)が、袴は平安時代には里
- 中村明蔵「隼人司の役割について」(註(4)前掲)。
- 中村明蔵「隼人の領巾」(註(31)前掲)。
- 中村明蔵「隼人の朝貢をめぐる諸問題」(註(1)前掲):

<u>35</u> <u>34</u> 33

- 永山修一「隼人司の成立と展開」(註(5)前掲)の註(23)。
- (新訂増補国史大系二七三頁)が、底本の前田家本だけに存在する重複とみられ、 今来隼人と今来漢人との類似性については、田中聡氏の御教示を得た。 『類聚三代格』巻六「事力并交替丁事」にも全く同じ太政官符が収録されている

本来の『類聚三代格』にはなかったと考えられる。内容から考えて、この太政官符

- が「事力并交替丁事」に収められるべき必然性は全くない。前田家本『類聚三代 格』の中に、転写の間に追筆された格が含まれていることについては、吉田孝「類 聚三代格」(『国史大系書目解題 上』、吉川弘文館、一九七一年)の註(1)を参照。 石村喜英「定額寺の研究」(同『日本古代仏教文化史論考』、山喜房仏書林、一
- 永山修一「隼人司の成立と展開」(註(5)前掲)
- 註(2)参照。
- 41 伊藤循「蝦夷と隼人はどこが違うか」、同「古代王権と異民族」(ともに註(2)
- (4) 笹山晴生「『東人』と東北経営」(戸沢充則・笹山晴生編『新版古代の日本八 関東』、角川書店、一九九二年)。
- 鈴木景二「日本古代の行幸」(『ヒストリア』一二五、一九八九年)。
- (4) 仁藤敦史「古代王権と行幸」(同『古代王権と官僚制』、臨川書店、二〇〇〇年、 初出一九九〇年)。
- 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と供給」(註(7)前掲)。

 $\widehat{45}$

- 永山修一「八世紀隼人支配の特質について―薩摩国を中心に―」(註(1)前掲)。
- 弓野正武「『俘囚見参』考」(『古代文化』三三―五、一九八一年)。
- 拙稿「蝦夷の入京越訴―移配蝦夷と陸奥蝦夷にみる闘争の一形態―」(註(18)前

(二○○六年五月三一日受理、二○○六年八月一○日審査終了 (近畿大学文芸学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)

Imperial Authority and Hayato Policy during the Transitional Period of the Ritsuryo State

Suzuki Takuya

This paper discusses changes in policies that occurred during the 8th and 9th centuries affecting the Hayato from the standpoint of the Kinai region where Japan's capitals were situated. It also attempts to shed light an aspect of the nature of imperial authority during the 9th century by comparing this with contemporary policies affecting the Emishi. It therefore first examines the provisions of Hayato set out in the Engi-shiki, followed by an examination of separate laws and regulations related to the provisions in the Engi-shiki that date from the beginning of the 9th century. These investigations yielded the following three findings.

First, Imaki Hayato under regulations of the Engi-shiki were not Hayato who paid tributes, but were probably some Hayato who had come from southern Kyushu to pay tribute to the emperor who were made to stay in the Kinai region when the practice of Hayato tributes was ceased in 805 (the Enryaku era). It is thought that the state sought to retain the Hayato with their barking and howling voices considered to have mystical powers as they were needed for ceremonies and visits by the Emperor.

Second, it appears there was a regulation promulgated in December 808 (the Dido era) that when a position for an Imaki Hayato fell vacant he was to be replaced by a Hayato from the Kinai region. It would seem that from this time onward Kinai Hayato gradually began to assume the role of barking, leading to a relative decline in mystical power. However, since in the 9th century Emperors did not make many visits this is thought to have not been a problem.

Third, whereas 9th century imperial authority ceased tributes by Hayato and had Hayato settled around Kinai take part in palace ceremonies, the same phenomenon also appeared to have taken place with regard to the Emishi. Even though imperial authority during the 9th century did not take the lead on policies governing the regions beyond the Yamato state, Emishi and Hayato who had been relocated to Kinai were made to take part in regular annual rituals and ceremonies. As a palpable attempt by imperial authority to express its own authority, we may conclude that imperial authority possessed an extremely petty Chinese belief.